

回 覧

令和7年4月1日

各 位

富士宮市緑化推進市民の会
会 長 大 河 原 忠

令和7年度 緑の募金運動(家庭募金)ご協力のお願い

日頃市域の緑化運動について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も**富士宮市緑化推進市民の会**では「緑の募金運動」を実施いたします。この運動により寄せられた募金は、小中学校緑化活動助成・花壇づくりコンクール・寄せ植え教室・緑化祭花木市・緑の少年団活動推進事業・森づくりグループ活動支援事業・学校林活用推進事業など幅広い緑化推進事業のために活用させていただきます。

募金方法は、本会の会員である富士宮市区長会連合会（各地区区長会長）のご協力のもと、各自治会を通じて、集めさせていただいており、例年、お手数をお掛けし大変恐縮ですが、本年度もできる限りのご協力をお願い申し上げます。

緑あふれる豊かな富士宮市の推進のため、皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 募金目安額 1世帯当たり100円程度を目安にご協力をお願いします。
※募金ですので、各家庭のできる範囲のご厚意で構いません。
- 2 緑の募金シール ご協力をいただいた世帯は緑の募金シールをお受け取りください。
※緑の羽根は、シールになりました。
- 3 募金の期間 4月1日（火）～5月30日（金）
- 4 領収書の発行 町内会（区・班単位も可）ごと領収書を発行します。
※個人宛をご希望の場合は、事務局へお問い合わせください。

問い合わせ先
富士宮市緑化推進市民の会 事務局
電話 22-1168（市役所花と緑と水の課内）

富士宮市の『緑の募金』の使い道

募金の趣旨

緑は多様な機能を有しており、魅力あふれる都市づくりや安全で快適な都市環境、住環境の創出に貢献し、市民の豊かな暮らしを支えています。

また、身近にある緑は私たちの心に潤いと安らぎを与えてくれます。

「緑の募金」運動は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成7年法律第88号）に基づくもので、大切な森林や身近な緑の重要性について国民の理解と認識を高め、集まった募金により緑化の推進を図り、緑豊かで快適な国土の建設に寄与することを目的としています。

募金の使い道

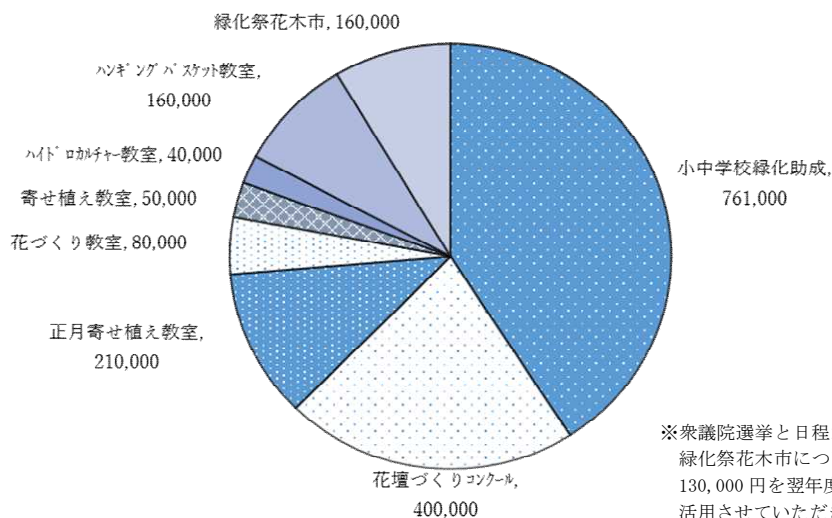
当市では、自治会を通じて各家庭に緑の募金のご協力をお願いしています。皆様から寄せられた募金は、一度すべて(公財)静岡県グリーンバンクへ納付します。

(公財)静岡県グリーンバンクでは県内の緑化推進活動や森づくりなどの事業のために募金を活用するとともに、市町に対しては緑化推進のための交付金を交付しています。

令和6年度における富士宮市の募金実績は 3,316,172 円。(公財)静岡県グリーンバンクから富士宮市への交付金額は 1,861,000 円でした。交付金の活用内容は以下のとおりです。

富士宮市では交付金を以下のように使用しました

緑の募金交付金の支出



※衆議院選挙と日程が重なり、開催中止となった緑化祭花木市については、160,000 円のうち、130,000 円を翌年度に繰り越し、翌年度の事業に活用させていただきます。

**** 令和6年度「緑の募金」運動につきましても大変ありがとうございました。 ****